

改訂：2015年5月08日

制定：2012年4月21日

## 吹田市マンション管理組合ネットワーク(愛称:SMAK)会則

### (名 称)

第1条 本会は、吹田市マンション管理組合ネットワーク(愛称:SMAK、読み:スマック。以下、本会という。)と称する。

### (目 的)

第2条 本会は吹田市内のマンションの良好な居住環境の確保のため、それぞれのマンションの管理組合が交流し、マンションの維持管理や運営などに関して情報交換や知識向上を目指す。

### (活 動)

第3条 本会は、本会への参加登録を行ったマンション管理組合が連携して、マンション管理の実態及び、改善に関する調査等を行うと共に、情報交換の場として交流会やテーマ別意見交換会などを行う。

### (会 員)

第4条 本会の会員は、本会の主旨に賛同し登録したマンション管理組合で構成する。

### (役 員)

第5条 本会の役員は、会員の中から互選し次の役員を置く。

- (1)代表幹事 1名
- (2)幹事 若干名

### (総会)

第6条 総会は、代表幹事が年1回召集し、活動計画・活動報告など本会の運営に関する重要な事項の決定を行う。

### (幹事会)

第7条 幹事会は代表幹事、幹事で構成する。代表幹事が召集し、吹田市、吹田マンション管理士会等は協力を行う。

### (事務局)

第8条 事務局は代表幹事がこれを行う。

### (会 費)

第9条 本会の会費は、本会の運営のために必要な費用に充てるものとして総会で定めることができる。

### (その他)

第10条 本会則に定めのない事項については、総会で協議し決定する。

### 附則

本会則は、平成24年総会終了後から施行する。

(注)2015年5月8日三者(SMAK・吹田市・吹田マンション管理士会)協議により、「当面吹田市役所都市整備部住宅政策室内に置く」としていた事務局を代表幹事に移管。案内・議事録等全てメール化し、代表幹事が実施する事とした。